

## 就労条件総合調査の事業評価（案）の概要

### 1. 業務内容及び契約期間

#### (1) 業務内容

就労条件総合調査における調査関係用品の印刷・配付（送付を含む。）、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力及び調査対象企業名簿修正に係る業務

#### (2) 契約期間

平成 23 年 9 月から平成 26 年 3 月までの 2 年 7 ヶ月間

### 2. 実施状況に関する評価

調査票の「全体の有効回答率」は目標値を達成し、「企業規模別有効回答率」は回答に負担のかかる調査項目等の影響により中大規模階層において目標値を達成していないものの、受託事業者の適切な努力や創意工夫により業務を実施したことを総合的に勘案すれば、達成すべき質は概ね確保されたものと評価できる。

### 3. 実施経費に関する評価

契約金額 60,180 千円については、従来の実施経費 84,927 千円（平成 19 年度実施経費の 3 か年分）と比較して、3 年間で 24,747 千円削減されており評価できる。

### 4. 今後の事業について

達成すべき質は概ね確保し、実施経費についても削減されていることから勘案して、本事業は概ね良好な実施状況であり、「新プロセス運用に関する指針（平成 24 年 4 月 3 日官民競争入札等監理委員会）」に規定する移行基準を満たしているため、次期事業においては、新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えられる。

ただし、次期事業においては以下について検討することが必要である。

- ① 確保されるべき質の水準の設定に当たっては、過去の実績を分析して、調査項目による負担度合や企業規模階層に応じた水準値の検討。
- ② 特に平成 24 年度のような調査客体の記入負担がかかる調査項目がある調査年度においては、調査票配布時や挨拶状送付時を利用して調査項目の目的、趣旨等について、これまで以上に丁寧な説明をすること等により、調査客体からの協力を得られるような方策を検討。

以上